

動物用医薬品（収載医薬品）の供給の実態について

1. 平成 24 年度以降、薬価基準表に収載されている医薬品（以下、「収載医薬品」という。）で供給停止となったのは 95 品目であった。
2. この 95 品目を年度別に見ると、最も多い年で 24 品目（平成 29 年度）、最も少ない年で 10 品目（平成 25 年度、30 年度）が供給停止となった（平均すると、約 13.6 品目／年度）。また、製剤区分ごとに見ると、抗生物質製剤、代謝性用薬等の 14 種類の製剤に分類され、製造販売業者別に見ると、17 社であった（表 1）。

※平成 31 年 4 月現在の収載医薬品は 469 品目（33 社）。

3. 供給停止の理由としては、需要の減少によるものが最も多く（35 品目）、次いで製造委託先の操業停止等により製造ができなくなったもの（27 品目）、他の規格へ集約したもの、他の製品へ集約若しくは切り替えしたもの（16 品目）、製造販売に要する原価の著しい上昇によるもの（7 品目）、基準の改正で食用動物に使用できなくなったもの（3 品目）、薬価の下落によるもの（1 品目）等であった（表 2 及び 3）。
4. 薬価の下落により供給停止となった収載医薬品は代替品があり、需要の減少も理由の一つであった。また、製造販売に要する原価の著しい上昇により供給停止となった収載医薬品は、原価計算方式を導入した平成 29 年度以降は 1 品目のみであり、当該品目については、需要の減少も理由の一つであった。

表 1 供給停止となった収載医薬品の年度毎の数及び内訳

年度	品目数	内訳（製剤区分）	内訳（製造販売業者）
平成 24 年度	18 品目	肝臓疾患用剤 1 品目、抗生物質製剤 1 品目（内用薬）、 呼吸器官用薬 1 品目、循環器官系用薬 1 品目、 代謝性用薬 11 品目、繁殖用薬 3 品目	A 社 1 品目、B 社 1 品目、G 社 1 品目、 L 社 2 品目、P 社 6 品目、Q 社 7 品目
平成 25 年度	10 品目	合成抗菌剤 1 品目、 抗生物質製剤 4 品目（内用薬 1、注入・挿入薬 1、注射薬 2）、 代謝性用薬 2 品目、繁殖用薬 3 品目	J 社 1 品目、K 社 1 品目、L 社 1 品目、 M 社 2 品目、N 社 2 品目、P 社 3 品目
平成 26 年度	11 品目	外用薬 1 品目、 抗生物質製剤 6 品目（注入・挿入薬 3、注射薬 3）、 消化器官用薬 1 品目、神経系用薬 1 品目、 代謝性用薬 1 品目、繁殖用薬 1 品目	C 社 2 品目、E 社 2 品目、K 社 1 品目、 L 社 2 品目、M 社 2 品目、N 社 2 品目
平成 27 年度	11 品目	抗原虫剤 1 品目、 抗生物質製剤 6 品目（内用薬 3、注入・挿入薬 2、注射薬 1）、 サルファ剤 1 品目、代謝性用薬 3 品目	A 社 2 品目、D 社 3 品目、L 社 1 品目、 M 社 2 品目、O 社 1 品目、P 社 2 品目
平成 28 年度	11 品目	外用薬 1 品目、抗生物質製剤 3 品目（全て注射薬）、 消化器官用薬 1 品目、代謝性用薬 2 品目、 繁殖用薬 3 品目、泌尿器官系用薬 1 品目	A 社 2 品目、H 社 1 品目、L 社 3 品目、 M 社 2 品目、P 社 2 品目、Q 社 1 品目
平成 29 年度	24 品目	外用薬 3 品目、解毒薬 1 品目、 抗生物質製剤 11 品目（注入・挿入薬 6、注射薬 5）、 呼吸器官用薬 1 品目、代謝性用薬 6 品目、繁殖用薬 2 品目	A 社 3 品目、I 社 2 品目、L 社 2 品目、 M 社 5 品目、N 社 1 品目、Q 社 11 品目
平成 30 年度（※）	10 品目	抗生物質製剤 6 品目（内用薬 2、注射薬 4）、 代謝性用薬 1 品目、繁殖用薬 3 品目	F 社 1 品目、K 社 1 品目、L 社 3 品目、 N 社 1 品目、P 社 3 品目、Q 社 1 品目

※平成 30 年 12 月まで

表2 供給停止の理由（年度毎）

理 由	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
需要の減少	7 品目	3 品目	4 品目	4 品目	6 品目	7 品目	4 品目
製造販売に要する原価の著しい上昇			2 品目	3 品目	1 品目	1 品目	
薬価の下落			1 品目				
基準の改正（食用動物に使用できなくなる）							3 品目
製造委託先の操業停止等による製造の不可	9 品目	3 品目	6 品目	4 品目	3 品目		2 品目
他の規格への集約、他の製品への集約／切り替え	2 品目	4 品目			1 品目	7 品目	2 品目
その他				1 品目	1 品目	10 品目	

※一部の品目において供給停止の理由が複数あるため、表1の品目数とは合わない。

表3 供給停止の理由（製剤区分毎）

①外用薬、②肝臓疾患用剤、③解毒剤、④抗原虫剤、⑤合成抗菌剤、⑥抗生物質製剤、⑦呼吸器官用薬、⑧サルファ剤、
⑨循環器官系用薬、⑩消化器官用薬、⑪神経系用薬、⑫代謝性用薬、⑬繁殖用薬、⑭泌尿器官系用薬

理 由	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
需要の減少	3			1		11	1			2	1	13	3	
製造販売に要する原価の著しい上昇	2			1		1	1			1		1		
薬価の下落											1			
基準の改正（食用動物を対象動物からはずす）						3								
製造委託先の操業停止等による製造の不可	1	1				11	1	1	1			7	3	1
他の規格への集約、他の製品への集約／切り替え			1		1	3						2	9	
その他						9	1					2		

※一部の品目において供給停止の理由が複数あるため、表1の品目数とは合わない。

いずれも農林水産省経営局保険監理官調べ